

千葉県産業支援技術研究所使用規則の一部改正について

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号）に基づき押印廃止等を行う。

2 改正概要

- (1) 別記第1号様式（その1）中「㊟」を削り、同様式（その一）の備考1を削り、同様式（その一）の備考2を同様式（その一）の備考とし、同様式（その二）中「㊟」を削り、同様式（その二）の備考を削る。
- (2) 別記第二号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
- (3) 別記第四号様式中「㊟」を削る。

3 施行期日

令和3年10月1日